

特集

なぜ今『事業承継』か？

～必ずやってくるその時、「決断」を先延ばしにしていませんか～

三重県事業承継・引継ぎ支援センター

1. 事業承継の現状

中小企業庁が2017年7月に打ち出した、事業承継支援を集中的に実施する『事業承継5か年計画』を皮切りに経営者の意識革新も進み、取り巻く環境は改善しつつあります。一方で、後継者が見つかることで、事業が黒字でも廃業を選択する企業は多く、60歳以上の経営者のうち50%超が将来的な廃業を予定。このうち「後継者難」を理由とする廃業が約3割に迫っています。（日本政策金融公庫調べ）廃業の増加は地域の経済や雇用を直撃し、将来にわたり大きな影響を与えるため、強力な支援の必要性が高まっています。

近年は、事業承継の【カタチ】にも変化が見られ、これまで主流であった子供等への引継ぎである『親族内承継』の割合は緩やかに低下（4割弱）してお

り、血縁関係によらない「役員」や「従業員」などを登用した『内部昇格』の割合が3割を超えていました。（帝国データバンク調べ）

また、外部から後継者を招く『外部招聘』や、『M&A（事業の売買）』の占率がじわじわと増加しています。特に、これまでネガティブなイメージがあり、大企業向けと思われていた『M&A』を中小企業で活用するケースが大きく伸びており、今後の注目点と言えます。

事業承継には準備期間が必要であり、計画的な取組みが求められます。コロナ禍で事業承継は先送りにしている事業者も増加していますが、早め早めに取り組むことが事業承継成功のポイントとなります。

2. 事業承継の支援体制～【三重県事業承継・引継ぎ支援センター】

当センターは国が各県に設置している公的な「事業承継支援機関」で、2014年に「公益財団法人三重県産業支援センター」内に設置されました。

2021年4月に「事業引継ぎ支援センター」と「事業承継ネットワーク」部門が統合され、税理士や金融機関出身の専門家が「親族内承継」「役員・従業員承継」「第三者承継・M&A」や「経営者保証の解除」まで、あらゆるご相談にワンストップで対応しています。

また、県内の各支援機関と連携して事業承継支援を進めるため、県市町、商工団体、金融機関、士業団体など28機関から構成される三重県事業承継

ネットワークが設置されており、身近な支援機関に相談すれば当センターと連携して支援できる体制となっています。

公的な支援機関であり、相談は無料、秘密厳守の上誠実に対応いたしますので、安心してお気軽にご利用いただけます。

当センターへの「新規相談」は、2021年度は480件（2020年度は244件）となり統合効果もあり順調に伸びています。事業承継ネットワーク全体としての対応は3,751件に上っています。

三重県事業承継・引継ぎ支援センターの人員体制は、次のとおりです。

■三重県事業承継・引継ぎ支援センター（15名）

・統括責任者	1名	・承継コーディネーター（*）	1名
・経営者保証コーディネーター	1名	・サブマネージャー	5名
・エリアコーディネーター	3名	・ネットワークコーディネーター	1名
・事務局員	3名	* 経営者保証コーディネーター兼務	

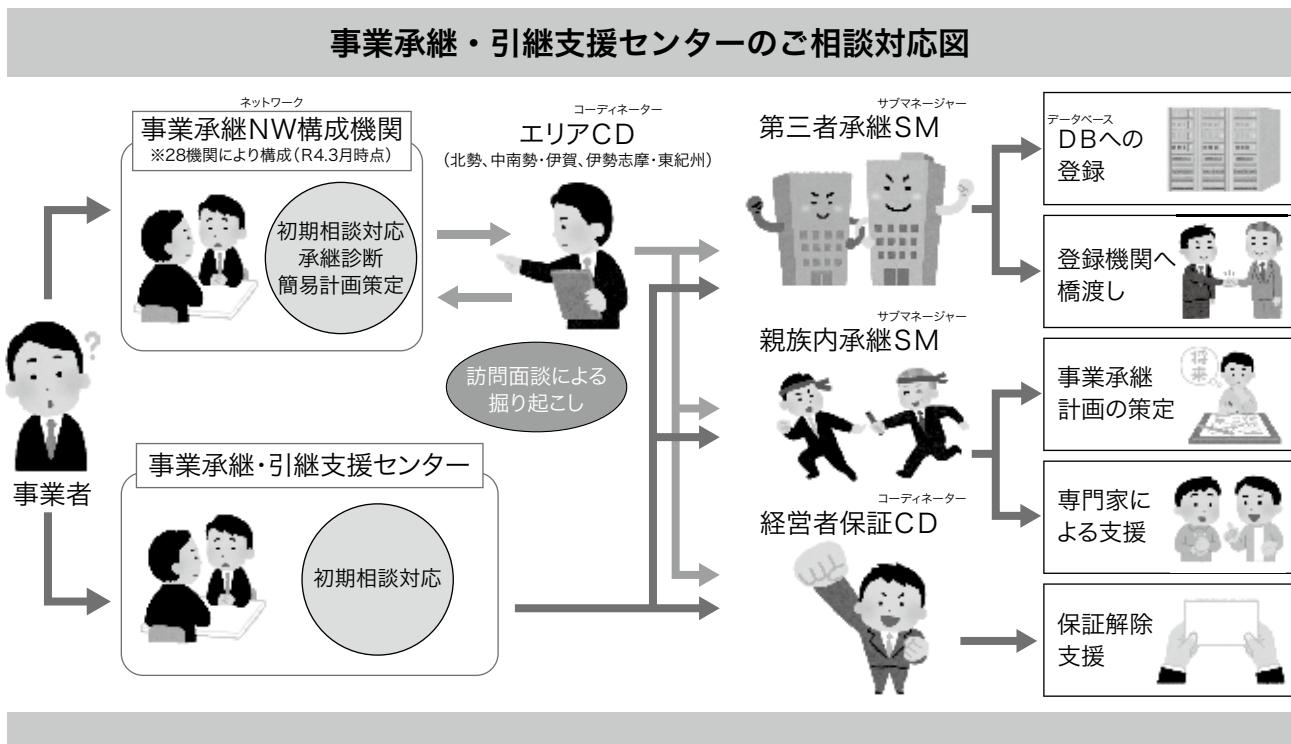
3. 事業承継ご相談の流れおよび内容

(1) 事業承継相談の流れ

ご相談のお申し込みは、事業承継ネットワークの構成機関(商工会議所・商工会・金融機関など)を通じて相談を申し込む方法と当センターに直接申し込む(電話・FAX・メール)方法があります。また、事業承継セミナーや相談会に参加して申

込むことも出来ます。

お申し込みを受けて、各地域を担当するエリアコーディネーターまたはサブマネージャーが、商工団体や金融機関の担当者と一緒に面談し内容をお伺いします。



(2) 相談のケース

事業承継にかかる相談であれば、どんな相談にも対応しています。次ページの6種類の相談以外にも今後の事業の方向性を検討する相談・事業承継税制相談・廃業に関する相談・借入金が多く事業承継に困っている等様々な相談があります。

(3) サポートさせていただく6つの特徴

- ①相談無料・秘密厳守にてご相談に対応
- ②スムーズな事業承継をバックアップ
- ③事業承継計画策定を支援(無料)
- ④売買候補企業のご紹介
- ⑤経営者保証解除に向けた支援
- ⑥意欲ある起業者とマッチング
(後継者人材バンク事業)

(4) その他

当センターは、公益財団法人三重県産業支援センター内にある「よろず支援拠点(販路拡大・ITビジネス・創業ほか)」や「中小企業活性化協議会(経営再建・経営改善ほか)」とも連携し事業承継以外の様々な課題にも対応しています。



4. 事業承継の成功事例

① 従業員承継の成功事例

代表者から突然の事業承継依頼を受け、知識や手続き全般について不安を抱えセンターに相談がありました。

【事業引継ぎ概要】

[引継ぎ対象] A社（映像・音声・文字情報制作業）
 [譲渡者] X氏（現代代表者）
 [譲受者] Y氏（従業員）

【事業引継ぎまでの経緯】

- 代表者より、「経営を退くので後を継いでほしい」という申し出を受けるも、次の点に関し不安を感じセンターに相談があった。
- ①代表者変更時期と株式贈与時期に開きがあるが、「覚書」等の徴求は必要か。②コロナ対策融資を受けているが、既存借入金を含め「経営者保証の有無」を確認したい。③「事業承継計画」の作成、従業員承継のメリットやデメリット、留意点の知識がない。
- すべてについて冊子等をもとに詳しく説明し、具体的な方法を助言した。
- その結果、無事代表者に就任し、前代表者夫妻より全株式の譲渡（贈与）を受け承継完了した。

② 経営者保証解除の成功事例

承継にあたり金融機関が企業に対して「経営者保証解除」について説明を行った結果、金融機関から当センターへ経営者保証解除の支援要請がありました。

【企業の財務内容】

[①純資産] 8,000千円
 [②借入金] 160,000千円
 [③現預金] 5,000千円
 [④営業利益] 9,000千円
 [⑤減価償却] 80,000千円

【保証解除ができる条件】

- 資産超過
- 返済緩和中ではない
- 法人と経営者が分離している
- EBITDA有利子負債倍率が10倍以内

【経営者保証解除の試算と支援結果】

※EBITDA倍率 = (借入金・社債・現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)

●実際に計算してみると…

EBITDA (②-③) ÷ (④+⑤) = (160,000-5,000) ÷ (9,000+80,000) = 1.74 ≈ 1.8倍

●支援した結果、

「特別保証制度」利用 解除債権数4件 保証料返戻2,300千円（前払費用）となり、大変喜ばれた。

※2022年9月1日よりEBITDA(有利子負債倍率)が「10倍以内」から「15倍以内」に緩和されました。

5. 今後の見通し

「同族承継」型の割合は減少傾向にあり、“脱・ファミリー”の動きが継続しそうです。一方で、コロナ禍という未曾有の危機において、改めて自社の後継者問題に向き合った中小企業が多いとされ、M&Aをはじめ、その手段も多様化しています。「後継者難倒産件数」も高止まりしており、「コロナ禍による業績の急変」や「候補人材の退社、経営者の死亡」等【息切れ型】の倒産が増えています。

中小企業庁は2022年4月に「中小M&A推進計画」を策定し、後継者難などによる中小企業の休廃業防止に有効な手段としてM&Aを主軸に据える方針を明確に打ち出すとともに、承継後のケアにまで踏み込んだ多種多様な支援制度のメニューを充実させています。

『事業承継』実施後に業容が成長・拡大する事例が、統計上多数出ていることが分かっており、打つ手は早いに越したことはありません。

事業承継ご相談 6の種類

- ◆親族内承継：経営者・後継者とご一緒に「経営見直し」「資産承継方法」「相続対策」までご相談に乘ります。
- ◆役員・従業員承継：後継者とご一緒に、経営全般の見直しや事業引継ぎの手続きを検討します。
- ◆経営者保証解除：事業承継時の「経営者保証」を不要とする新制度をご案内します。
- ◆第三者承継(売却)：事業の引受け先を探すお手伝い、交渉や契約の流れについてご案内します。
- ◆第三者承継(買収)：希望案件を探すお手伝い、交渉や契約の流れについてご案内します。
- ◆後継者人材バンク：創業を目指す人と、後継者不在の中小企業をマッチングすることで、創業の実現と事業の継続を同時に支援します。

ご相談は無料です。事前に電話またはメールでお申し込みください。

【経済産業省 委託事業】

三重県事業承継・ 引継ぎ支援センター

相談無料



秘密厳守

<https://www.miesc.or.jp/>

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目891(三重県合同ビル5階)

三重県産業支援センター内(県庁斜め向かい)

TEL.059-253-3154 FAX.059-253-3357

MAIL shoukei@miesc.or.jp